

《内閣府 男女共同参画局から》

- DVで避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金（一人10万円）を受け取ることができます。
- 【DV相談プラス】電話（24時間対応）・メール・SNS（10か国語程度に対応）で御相談いただけます。
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しました。

《お知らせ》

- 「男女共同参画推進フォーラム」オンライン開催【文部科学省】
- 『CSW(国連女性の地位委員会)基礎知識』作成【文部科学省】
- 【人権相談窓口のご案内】新型コロナウイルス感染症に関連した差別やDV等でお困りの方へ【法務省】

《内閣府 男女共同参画局から》

- DVで避難している方も、条件を満たせば、特別定額給付金（一人10万円）を受け取ることができます。
まずは、速やかに、各市区町村の窓口にご相談ください。

配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に、お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、下記に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

・世帯主でなくとも、同伴者の分を含めて、特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。

今お住まいの市区町村に申請を行っていただきます。

・手続きを行った方とその同伴者分の特別定額給付金は、世帯主（配偶者など）からの申請があつても支給しません。

【手続き】

- ・今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。
「申出書」は、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
- ・「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。
婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」保護命令決定書の謄本又は正本
- ・同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
- ・令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。
- ・ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。
- ・上記の「証明書」「確認書」について、申出時に提出できない場合には、給付金支給申請時に提出いただくことができます。
- ・「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- ・特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- ・詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。

- ・【DV相談プラス】電話（24時間対応）・メール・SNS（10か国語程度に対応）で御相談いただけます。

新型コロナウイルスに伴う外出自粛や休業が行われる中、生活不安・ストレスからDV被害の深刻化が懸念されています。

「暴力を振るわれている」「辛い」と感じていたら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

【DV相談プラス】

- ・電話での相談（24時間対応）：0120-279-889（つなぐ・はやく）
- ・メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>
- ・SNSでの相談（日本語と英語や中国語など10か国語程度の外国語対応）：<https://form.soudanplus.jp/ja>

【DV相談ナビ】もあります。

- ・0570-0-55210（ここにでんわ）

詳しくはこちらをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

または、DV相談+ホームページ

<https://soudanplus.jp>

ひとりでは気づかなかつた解決方法が見つかるかもしれません。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」について

2020年3月28日（土）に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：内閣総理大臣、本部員：全国務大臣）において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定されました。

対処方針においては、「政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、（中略）女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するもの」としております。

対策本部では、橋本女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）より、すべての閣僚に対し、各種対策の実施に当たっては、負担が女性に偏って生じたり、女性が更に困難な状況に置かれたりすることのないよう、施策が女性に与える影響を十分に配慮して実施いただきたい旨、発言しました。

新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

- ・「性犯罪・性暴力対策の方針」を決定しました。

令和2年6月11日（木）に開催した「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（第2回）」（議長：橋本内閣府特命担当大臣（男女共同参画））において、「性犯罪・性暴力対策の方針」を決定しました。

本方針は、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防を柱とした、実効性ある取組を速やかに進めていくことを示すものです。

併せて、橋本大臣は、「『性暴力をなくす』、『二次被害を生まない』、『被害者をしっかりと支援する』。このことを、現場まで浸透するよう、取り組みます。また、『性暴力はあってはならない』という認識を社会全体に広げていくことが、何よりも重要です。」とのメッセージを出しました。

詳しくはこちらをご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html

《お知らせ》

・「男女共同参画推進フォーラム」オンライン開催【文部科学省】

国立女性教育会館（NWEC／ヌエック）では、8月27日（木）～9月26日（土）、令和2年度「男女共同参画推進フォーラム」をインターネット上に開設する特設サイトにて開催します。

毎夏NWECを会場として、男女共同参画に取り組む千数百名が全国から集まり、組織や分野を超えて活発な学習交流を深めてきたこのフォーラムですが、今年度は新型コロナ感染症拡大防止のため、オンライン形式での開催とすることになりました。

テーマは「つなぐ、あらたな明日へ～女性も男性も共に暮らしやすい社会を創る～」。動画配信やWEB会議システムを活用したディスカッション、音声解説付きのスライドなど、オンライン開催ならではの趣向を凝らした多彩なワークショップ、パネル展示が予定されています。基調講演の講師には、林陽子氏（前国連女性差別撤廃委員会委員長、弁護士）をお迎えし、各国に大きな影響を与えた第4回世界女性会議から今日まで25年の歩みを振り返りながら、いま私たちが取り組むべき課題は何かについて考えます。

最新情報は隨時NWECホームページに掲載していきますので、ぜひご覧ください。

令和2年度男女共同参画推進フォーラム

https://www.nwec.jp/event/training/yokoku_forum2020.html

□お問合せ先

国立女性教育会館事業課 丹羽、山口、引間
TEL:0493-62-6724

・『CSW(国連女性の地位委員会)基礎知識』作成【文部科学省】

国立女性教育会館(NWEC／ヌエック)では、国連女性の地位委員会(CSW)についての理解を深めていただくための資料を作成しています。

今回作成した資料では、CSWのミッションや歴史、過去25年間の年間テーマを掲載しています。また、CSWにおける議論が日本の男女共同参画政策とも深く関連していることを踏まえ、国連が日本の男女平等に与えた影響についても解説しています。今年25周年となる第4回世界女性会議(1995年に北京で開催)の成果文書である「北京宣言」や「北京行動綱領」についての解説も掲載しています。

上記のほか、新型コロナウィルス感染症の世界規模での流行により、3月9日の1日のみニューヨークの国連本部で開催された第64回CSWで採択された「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」の概要も掲載しています。

詳しくはこちらを御覧ください。

[→https://www.nwec.jp/about/publish/global.html](https://www.nwec.jp/about/publish/global.html)

□お問合せ先

国立女性教育会館研究国際室 越智
TEL:0493-62-6437

・【人権相談窓口のご案内】新型コロナウィルス感染症に関連した差別やDV等でお困りの方へ【法務省】

新型コロナウィルス感染症に関連して、医療従事者、生活物資の輸送など社会機能の維持に貢献してくれる方々、そしてこれらの方々の御家族などへの不当な差別や偏見は決してあってはなりません。また、同感染症拡大防止のため、外出機会が減少する中、DVや虐待のリスクが増加するとの指摘がありますが、DVや虐待も重大な人権侵害であり、許されるものではありません。

全国の法務局・地方法務局では、差別やDV・虐待等の様々な人権問題について、電話やインターネットで相談を受け付けています。困ったときは一人で悩まず、私たちに相談してください。

配偶者やパートナーからのDVにお悩みの方は、「みんなの人権110番」（電話番号：0570-0

03-110) や「女性の人権ホットライン」(電話番号: 0570-070-810) にお電話ください。インターネットでの相談については、こちら (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>) から、ご利用ください。

人権相談窓口の詳細についてはこちらをご覧ください。また、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について森まさこ法務大臣からのビデオメッセージも合わせてこちらでご覧ください。

[法務省ホームページ] http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

=====

●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、令和2年6月26日（金）に配信する予定です。

=====

●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

□配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

□バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

□このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>